

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定…(主税局徴収部徴収指導課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…三
 - 土砂災害警戒区域等の指定の解除(八件)…(建設局河川部指導調整課)…五
 - 土砂災害警戒区域等の指定(六件)…(同)…二
 - 土砂災害警戒区域の指定(二件)…(同)…六
- 告示(教)**
- 東京都指定文化財の指定…一八
- 告示(選)**
- 政治団体の届出…一八
 - 政治団体の届出事項の異動の届出…二〇
 - 政治団体の解散の届出…二三
 - 資金管理団体の指定の届出…二四
 - 資金管理団体の届出事項の異動の届出…二五
 - 資金管理団体がなくなった旨の届出…二七

規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則…二六

告示

●東京都告示第三百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町四番二十号 グランフロント大阪タワーA

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

都税のうち自動車税、自動車税種別割、自動車取得税、自動車税環境性能割及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九条の九第一項に基づき東京都が賦課徴収する軽自動車税環境性能割並びに当該税に付帯する徴収金に係るものであって、クレジットカード決済及びページー決済によるもの

三 指定日

令和八年三月二十五日

●東京都告示第三百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

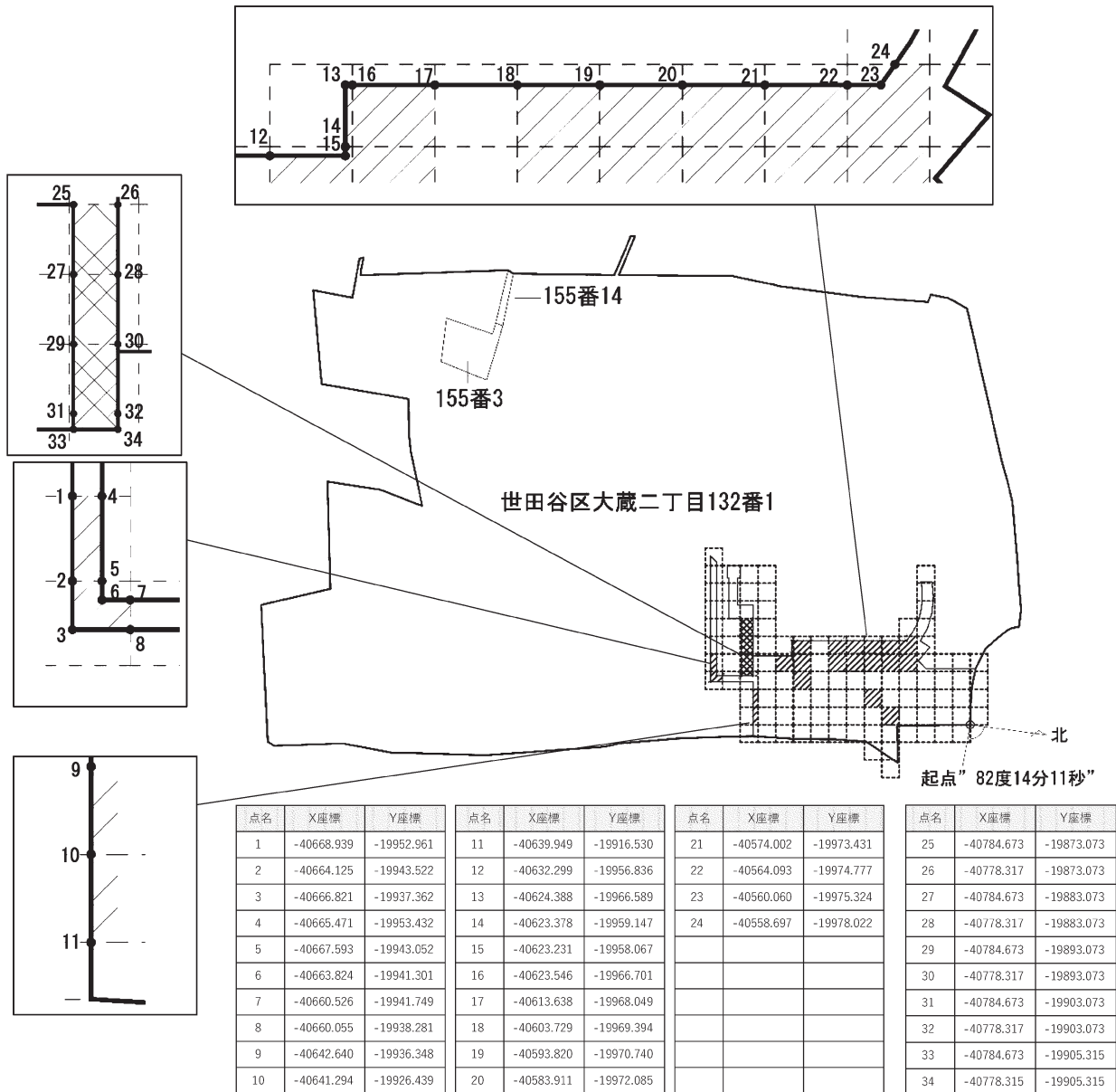
令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区大蔵二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査範囲
- ▨ : 形質変更所要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▩ : 形質変更所要届出区域
(令和7年東京都告示第812号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値(X=-40518.065, Y=-19933.073)とする。

起点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(82度14分11秒)】

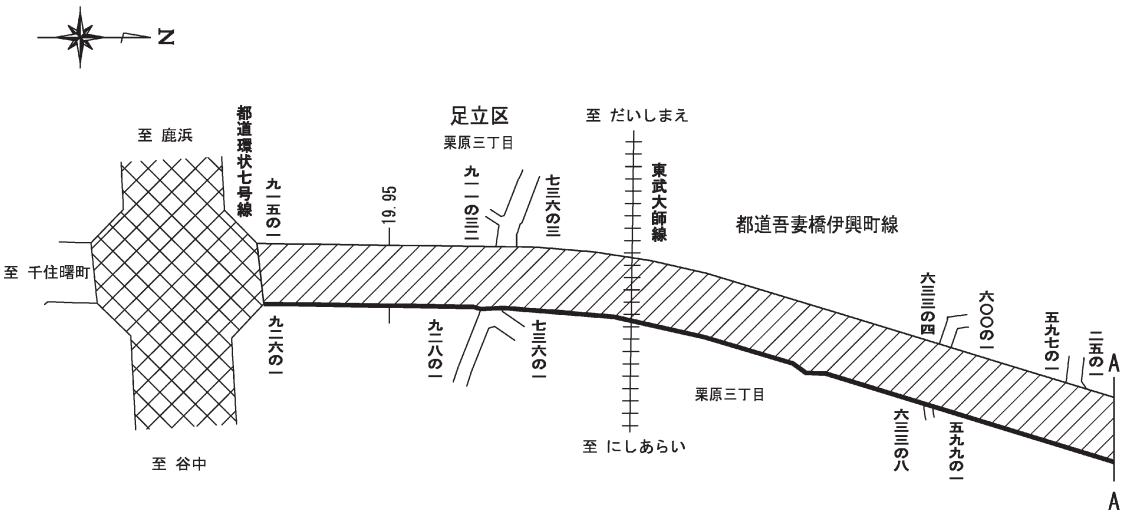
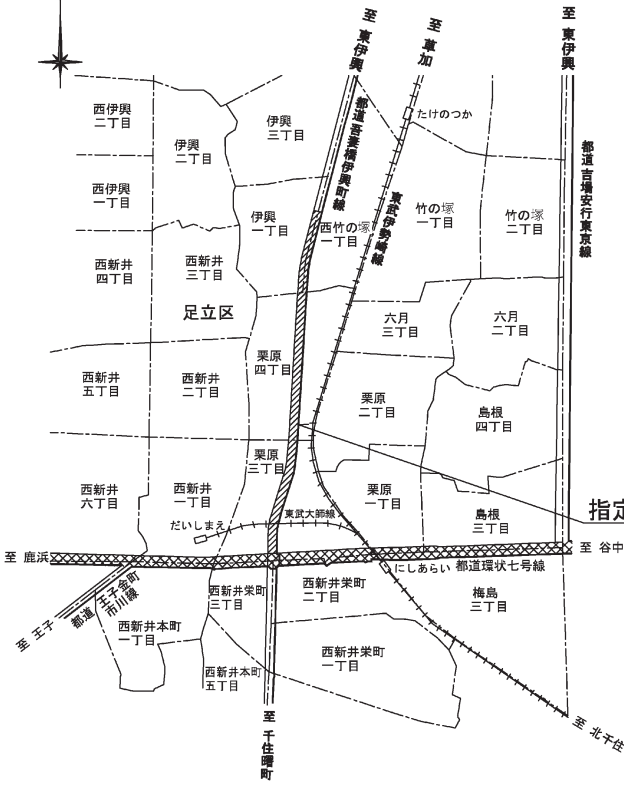
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百三十五号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道吾妻橋伊興町線 足立区栗原三丁目～西竹の塚一丁目

- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 一、三九九・一四メートル
 (電線共同溝予定名称 吾妻橋伊興町・九号)
- 既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。
 令和八年三月二十五日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名
 都道吾妻橋伊興町線

二 指定する区間
 足立区栗原三丁目九百十五番一地先から同区西竹の塚一丁目千八百九十二番六十九地先まで
 別図表示のとおり

三 指定の概要

●東京都告示第三百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十九号及び平成三十年東京都告示第八百八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び板橋区役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板橋区	西台一丁目	119001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		119001-K032		
	中台二丁目	119001-K042		
		119001-K044		
	志村二丁目 志村三丁目	119001-K047		
	小豆沢三丁目	119001-K051		
	西台一丁目 若木三丁目	119001-K111		
	西台一丁目	119001-K112		
徳丸六丁目	119001-K127			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
板橋区	西台一丁目	119001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		119001-K032			
	中台二丁目	119001-K042			
		119001-K044			
	志村二丁目	119001-K047			
	小豆沢三丁目	119001-K051			
	西台一丁目 若木三丁目	119001-K111			
	徳丸六丁目	119001-K127			

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	
八王子市	初沢町	201017-K062	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	初沢町 高尾町	201017-K064		
	廿里町	201019-K012		
	犬目町	201023-K020		
		201023-K031		
	横川町 長房町	201024-K001		
		201025-K021		
	川町	201025-K023		
		201025-K039		
		201026-K033		
	元八王子町三丁目	201026-K042		
		201027-K044		
	戸吹町	201027-K097		
		201033-K025		
	長房町	201033-K025		
	大谷町	201039-K001		
201040-K004				
大塚	201040-K021			
	201033-D002	土石流	別図のとおり	

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	初沢町	201017-K062	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201017-K064		
	廿里町	201019-K012		
	犬目町	201023-K020		
	横川町	201024-K001		
	川町	201025-K021		
		201025-K023		
		201025-K039		
	元八王子町三丁目	201026-K033		
		201026-K042		
	戸吹町	201027-K044		
		201027-K097		
	長房町	201033-K025		
	大谷町	201039-K001		
	大塚	201040-K004		
		201040-K021		
長房町	201033-D002	土石流	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百三十七号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示第八百八十一号、平成二十六年東京都告示第三百九十号、

平成二十七年東京都告示第五百十四号、平成二十八年東京都告示第三百七十一号、平成二十九年東京都告示第四百十六号及び令和三年東京都告示第六百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。
令和八年三月二十五日
東京都知事 小池百合子

●東京都告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	落合二丁目	224001-K056	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		224001-K057		
		224001-K058		
		224001-K059		
		224001-K060		
		224001-K061		
224001-K069				

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	落合二丁目	224001-K056	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		224001-K057			
		224001-K058			
		224001-K059			
		224001-K060			
		224001-K061			
224001-K069					

●東京都告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	坂浜	225002-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	坂浜	225002-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十三年東京都告示第四百六十九号、平成二十四年東京都告示第五百四十三号、平成二十五年東京都告示第四百二十八号及び令和元年東京都告示第百九十三号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び檜原村役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
檜原村	下元郷	307001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	上元郷	307002-K002		
	本宿	307003-K103		
	小沢	307010-K037		
		307010-K048		
		307010-K049		
藤原	307012-K036			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
檜原村	下元郷	307001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	上元郷	307002-K002			
	本宿	307003-K103			
	小沢	307010-K037			
		307010-K048			
		307010-K049			
藤原	307012-K036				

●東京都告示第三百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第千五十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び大島町役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	元町	361004-K051	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		361004-K052		
	泉津	361006-K104		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大島町	元町	361004-K051	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		361004-K052			
	泉津	361006-K104			

●東京都告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第千四百一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
神津島村	364001-K080	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	364001-K198		
	364001-K201		
	364001-D024	土石流	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
神津島村	364001-K080	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	364001-K198			
	364001-K201			
	364001-D024	土石流	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第千四百二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村 母島	421002-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	421002-K034		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村 母島	421002-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	421002-K034			

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板橋区	西台一丁目	119001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		119001-K032		
	中台二丁目	119001-K042		
		119001-K044		
	志村二丁目 志村三丁目	119001-K047		
	小豆沢三丁目	119001-K051		
	西台一丁目 若木三丁目	119001-K111		
	西台二丁目	119001-K118		
	西台一丁目	119001-K155		
	板橋四丁目	119001-K156		
	小豆沢三丁目	119001-K157		
	志村二丁目	119001-K158		
	徳丸三丁目	119001-K160		
	志村二丁目	119001-K161		
徳丸一丁目	119001-K162			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
板橋区	西台一丁目	119001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		119001-K032			
	中台二丁目	119001-K042			
	志村二丁目	119001-K047			
	小豆沢三丁目	119001-K051			
	西台一丁目	119001-K111			
	西台二丁目	119001-K118			
	西台一丁目	119001-K155			
	板橋四丁目	119001-K156			
	小豆沢三丁目	119001-K157			
	志村二丁目	119001-K158			
	徳丸三丁目	119001-K160			

●東京都告示第三百四十四号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及

び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び板橋区役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第三百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	初沢町	201017-K062	急傾斜地の崩壊 別図のとおり
	初沢町	201017-K064	
	高尾町	201019-K012	
	廿里町	201023-K020	
		201023-K031	
	横川町	201024-K001	
	長房町	201025-K021	
		201025-K023	
		201025-K039	
	川町	201026-K033	
		201026-K042	
	元八王子町三丁目	201027-K044	
		201027-K097	
	戸吹町	201040-K004	
201040-K021			
大塚			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	初沢町	201017-K062	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり
		201017-K064		
	廿里町	201019-K012		
	大目町	201023-K020		
	横川町	201024-K001		
	川町	201025-K021		
		201025-K023		
		201025-K039		
	元八王子町三丁目	201026-K033		
		201026-K042		
	戸吹町	201027-K097		
	大塚	201040-K004		
		201040-K021		

●東京都告示第三百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び檜原村役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲						
檜原村	下元郷	307001-K009	別図のとおり						
	上元郷	307002-K002							
	本宿	307003-K103		急傾斜地の崩壊					
		307003-K133							
		307003-K134							
		307003-K135							
	人里	307005-K141			急傾斜地の崩壊				
		307005-K142							
		307005-K143							
		307005-K144							
	数馬	307006-K118				急傾斜地の崩壊			
	神戸	307009-K025							
	小沢	307010-K037					急傾斜地の崩壊		
		307010-K048							
		307010-K049							
	樋里	307011-K083						急傾斜地の崩壊	
		307011-K084							
	藤原	307012-K036							急傾斜地の崩壊
		307012-K071							
		307012-K076							
下元郷	307001-D011	土石流	別図のとおり						
本宿	307003-D109								
人里	307005-D108								
数馬	307006-D022								
	307006-D023								
三都郷	307007-D016								
神戸	307009-D011								
	307009-D012								
小沢	307010-D012								
	307010-D013								
藤原	307012-D008								
倉掛	307013-D010								

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
檜原村	下元郷	307001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	上元郷	307002-K002		
	本宿	307003-K103		
		307003-K133		
		307003-K134		
		307003-K135		
	人里	307005-K141		
		307005-K142		
		307005-K143		
		307005-K144		
	数馬	307006-K118		
	神戸	307009-K025		
	小沢	307010-K037		
		307010-K048		
		307010-K049		
	樋里	307011-K083		
		307011-K084		
	藤原	307012-K036		
		307012-K071		
	下元郷	307001-D011	土石流	別図のとおり
人里	307005-D108			
数馬	307006-D022			
	307006-D023			
神戸	307009-D011			
	307009-D012			
小沢	307010-D013			
藤原	307012-D008			
倉掛	307013-D010			

●東京都告示第三百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び大島町役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	元町	361004-K051	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		361004-K052		
	泉津	361006-K104		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大島町	泉津	361006-K104	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び神津島村役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
神津島村	急傾斜地の崩壊	364001-K080	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		364001-K198		
		364001-K265		
	土石流	364001-D024	土石流	別図のとおり
		364001-D042		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
神津島村	急傾斜地の崩壊	364001-K080	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		364001-K198			
		364001-K265			
	土石流	364001-D024	土石流	別図のとおり	別図のとおり
		364001-D042			

●東京都告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	母島	421002-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		421002-K034		
		421002-K061		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	母島	421002-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		421002-K034			
		421002-K061			

●東京都告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	落合二丁目	224001-K056	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		224001-K057		
		224001-K058		
		224001-K059		
		224001-K060		
		224001-K061		

●東京都告示第三百五十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。
令和八年三月二十五日
東京都知事 小池百合子

別表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	坂浜	225002-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告示(教)

東京都教育委員会告示第十一号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条及び第二十六条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。

令和八年三月二十五日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定有形民俗文化財 東村山の押絵羽子板製作関連資料 東村山市教育委員会

一万九千九百十二点

東村山市諏訪町一丁目六番地三 東村山ふるさと歴史館

二 既に指定しているものに追加して指定し、名称を変更するもの

種別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定有形文化財(彫刻) 小河内神社所蔵の木彫像 三十一軀 宗教学法人小河内神社

十一面観音立像 一軀

蔵王権現立像 五軀

五軀のうち一軀は左肩断面に「弘安七年五月

現長大悉□□」の墨書

がある

男神立像 八軀

男神坐像 一軀

騎馬神像 二軀

女神坐像 一軀

女神坐像 二軀

僧形像 二軀
武人形立像 一軀
天部形立像 二軀
童子形立像 二軀
尊名不詳像 四軀
附 僧形立像 一軀
尊名不詳像 三軀
西多摩郡奥多摩町河内百四十九番地
(旧「木造蔵王権現立像」)
最勝王経卷積 三卷 宗教学法人浅草寺
東京都指定有形文化財(典籍) 明徳五年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある
台東区浅草二丁目三番一号(旧「最勝王経卷積残巻」)
明徳五年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
秀山会	尾辻 秀久	村岡 淳雄	新宿区四谷4-3	R7. 12. 4	参議院議員	尾辻 秀久、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
うのつぶこ後援会	清水 暢子	清水 伸宏	町田市本町田3-4-4	R7. 12. 17
金井きょうた後援会	金井 亨太	金井 亨太	新宿区早稲田鶴巻町5-5-7	R7. 12. 11
清水たけふみ後援会	清水 健文	清水 健文	東村山市多摩湖町2-8-28	R7. 12. 24
新宿区議会研究所	山片 賢一	山片 晶子	新宿区市谷薬王寺町2-0-8	R7. 12. 18
杉山ひろゆき後援会	杉山 広行	杉山 亜由実	町田市高ヶ坂3-1-3-1	R7. 12. 3
誠風塾	水口 亮二	猿星 鉄助	港区赤坂3-8-1-7	R7. 12. 5
税理士による竹谷とし子後援会	田尻 吉正	西山 博明	新宿区高田馬場4-1-1-8	R7. 12. 3
伸びる未来へみんなが輝く杉並を創る会	小谷野 宗靖	大泉 泰政	杉並区梅里1-1-6-4	R7. 12. 25
舟見ゆうき後援会	舟見 裕貴	舟見 裕貴	町田市鶴間6-3-7-4-2	R7. 12. 8
細川慎一後援会 PERMA	細川 慎一	細川 峰子	町田市常盤町3-0-4-7-5	R7. 12. 2
前田げんき後援会	前田 元貴	前田 元貴	町田市金森3-2-1-9	R7. 12. 12
まごたさやか後援会	孫田 清香	小柳 尚夫	日野市東豊田4-3-7	R7. 12. 19
町田ゆい後援会	町田 優依	町田 将人	日野市東豊田1-8-2-2	R7. 12. 25
宮崎だいすけ後援会	宮崎 大輔	宮崎 友貴	港区赤坂7-5-2-7	R7. 3. 28
友好党	高野 茂	高野 茂	中野区江古田2-9-1-6	R7. 12. 3

備考 従来、秀山会は鹿児島県選挙管理委員会に、金井きょうた後援会は総務大臣にそれぞれ届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党品川総支部	伊藤 興一	会計責任者の氏名	塚本 芳弘	若林 広毅	R7. 12. 15
公明党東京都本部	岡本 三成	会計責任者の氏名	加藤 雅之	小磯 善彦	R7. 7. 26
国民民主党東京都参議院選挙区第1総支部	高橋 茉友	主たる事務所の所在地	目黒区上目黒5-3-11	千代田区集町3-1-9	R7. 11. 4
		会計責任者の氏名	西田 裕理菜	鹿島 繁文	R7. 11. 10
国民民主党東京都参議院選挙区第2総支部	奥村 祥大	主たる事務所の所在地	港区赤坂9-1-7	墨田区太平1-15-13	R7. 12. 9
国民民主党東京都第17区総支部	山崎 順子	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有2-33-1	千代田区二番町1-2	R7. 12. 1
参政党東京第19支部	仲宗根 美幸	会計責任者の氏名	白鳥 澄江	黒古 友美	R7. 12. 1
参政党東京第23支部	見浪 千津子	会計責任者の氏名	細野 健一郎	武田 昌司	R7. 12. 1
自由民主党杉並総支部	藤本 直也	主たる事務所の所在地	杉並区天沼3-27-7	杉並区高円寺南2-13-14	R7. 9. 1
		代表者の氏名	藤本 直也	石原 伸晃	R7. 9. 1
		会計責任者の氏名	渡辺 友貴	矢口 泰之	R7. 9. 1
自由民主党東京都参議院選挙区第七支部	鈴木 大地	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿3-9-12	新宿区四谷3-1-4	R7. 12. 10
		会計責任者の氏名	山本 康貴	長阪 裕子	R7. 12. 10
自由民主党東京都第五選挙区支部	若宮 健嗣	会計責任者の氏名	田崎 陽介	砂川 卓一	R7. 12. 23
自由民主党東京都第十選挙区支部	鈴木 隼人	会計責任者の氏名	唐橋 新哉	丸山 響	R7. 12. 9
日本共産党東京都北地区委員会	野々山 研	代表者の氏名	野々山 研	遠藤 久	R7. 12. 1
立憲民主党東京都参議院選挙区第3総支部	塩村 文夏	会計責任者の氏名	三上 康太	石井 茂	R7. 12. 17
立憲民主党東京都第15区総支部	酒井 菜摘	主たる事務所の所在地	江東区門前仲町1-3-6	江東区大島7-21-12	R7. 12. 15

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
Action調布	尾辻 義和	主たる事務所の所在地	調布市菊野台3-53-115	調布市八雲台2-20-8	R7. 12. 10
天野雄太後援会	天野 雄太	主たる事務所の所在地	大田区久が原5-8-5	大田区久が原6-12-7	R7. 12. 7
荒川民社協会	清水 啓史	国会議員関係政治団体の区分 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体 川合 孝典、参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 10. 1

●東京都選挙管理委員会告示第六十号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日
東京都選挙管理委員会

		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山 紀一郎、衆議院議員 深作 ヘース、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員			
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	江原 くみ子、参議院議員 小林 さやか、参議院議員		R7. 11. 4	
小川あずさ後援会	小川 あずさ	主たる事務所の所在地	大田区南久が原 2-26-5	大田区南久が原 2-22-13	R7. 12. 1	
片山かおるといっしょにかえる小金井の会	水由 薫	主たる事務所の所在地	小金井市前原町 5-17-19	小金井市前原町 5-9-6	R7. 12. 1	
かのう進励ます会	加納 進	主たる事務所の所在地	墨田区向島 4-24-23	墨田区本所 4-24-5	R7. 12. 20	
川合さなこ後援会	川合 佐奈子	会計責任者の氏名	田村 憲司	鈴木 健次	R7. 12. 24	
河村みどり後援会	河村 みどり	会計責任者の氏名	杉本 均	糸桜 武美	R7. 12. 1	
河村みどり励ます会	河村 みどり	会計責任者の氏名	杉本 均	糸桜 武美	R7. 12. 1	
ガンバル	松原 仁	国会議員関係政治団体の区分 公職の種類（第一号）	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 10. 1	
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	松原 仁、衆議院議員			
久保けいこ励ます会	久保 啓子	主たる事務所の所在地	国分寺市高木町 3-25-80	国分寺市高木町 1-13-20	R7. 11. 1	
こうぐち信明後援会	甲口 信明	主たる事務所の所在地	調布市布田 4-19-1	調布市布田 2-9-6	R7. 12. 15	
好循環を追求する会	田中 洋司	代表者の氏名	田中 洋司	綱島 和彦	R7. 12. 19	
近藤やよいを囲む税理士の会	浅香 敏明	代表者の氏名	浅香 敏明	立田 彰	R7. 11. 28	
		会計責任者の氏名	山崎 教由	大谷 安弘	R7. 11. 28	
しぶやチェンジ	森口 英晴	政治団体の名称	しぶやチェンジ	しぶや区民ファースト	R7. 12. 1	
		主たる事務所の所在地	渋谷区富ヶ谷 1-9-19	渋谷区富ヶ谷 1-32-20	R7. 12. 1	
市民といっしょにカエル小金井の会	水由 薫	主たる事務所の所在地	小金井市前原町 5-17-19	小金井市前原町 5-9-6	R7. 12. 1	
秀山会	尾辻 秀久	会計責任者の氏名	高橋 砂衣	村岡 淳雄	R7. 12. 4	
新政策フォーラム	城 信雄	代表者の氏名	城 信雄	山崎 順子	R7. 12. 1	

		会計責任者の氏名	城 信雄	山崎 順子	R7. 12. 1
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R7. 12. 1
新政治文化研究会	江崎 孝	代表者の氏名	江崎 孝	近藤 昭一	R7. 9. 30
崇山峻峰会	萩原 崇	主たる事務所の所在地	渋谷区代官山町11-1	渋谷区円山町26-7	R7. 12. 1
たかはし純後援会	高橋 純	主たる事務所の所在地	練馬区関町北2-22-13	練馬区関町東1-7-12	R7. 12. 11
立川税理士政治連盟	乃一 祐太	代表者の氏名	乃一 祐太	大久保 昭彦	R7. 6. 10
		会計責任者の氏名	宮元 健志	笠井 隆司	R7. 6. 10
東京都社会保険労務士政治連盟城東統括支部	袴塚 和彦	主たる事務所の所在地	墨田区東向島2-48-14	葛飾区白鳥2-4-7	R7. 6. 1
		代表者の氏名	袴塚 和彦	下平 伸一郎	R7. 6. 1
		会計責任者の氏名	袴塚 和彦	辻本 悟史	R7. 6. 1
東京都社会保険労務士政治連盟多摩統括支部	池谷 岳人	主たる事務所の所在地	福生市武蔵野台2-33-49	八王子市散田町3-17-15	R7. 11. 28
		代表者の氏名	池谷 岳人	赤澤 将	R7. 11. 28
東京都杉並区歯科医師連盟	野津 秀郎	代表者の氏名	野津 秀郎	横川 明弘	R7. 7. 1
		会計責任者の氏名	山村 加奈子	清水 健	R7. 7. 1
東京民社協会	竹詰 仁	主たる事務所の所在地	港区浜松町1-21-2	港区西新橋2-11-14	R7. 12. 20
		代表者の氏名	竹詰 仁	川合 孝典	R7. 12. 26
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 10. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員		
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	川合 孝典、参議院議員		
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	森 洋介、衆議院議員 鳩山 紀一郎、衆議院議員 奥村 祥大、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員		
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	竹詰 仁、参議院議員	川合 孝典、参議院議員	R7. 12. 26
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)		竹詰 仁、参議院議員	
ときざき直行後援会	鶴崎 直行	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有2-48-6	葛飾区西水元1-18-21	R7. 8. 25
豊島区鈴木隼人後援会	吉村 辰明	会計責任者の氏名	小坂井 真人	丸山 響	R7. 12. 10
都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木 邦和	主たる事務所の所在地	大田区池上7-23-17	武蔵野市吉祥寺本町1-31-4	R7. 12. 1

都民ファーストの会中央区第一支部	高橋 真規子	会計責任者の氏名	高橋 和也	山田 堅也	R7. 12. 1
都民ファーストの会渡辺よしての会後援会	渡邊 義輝	会計責任者の氏名	渡邊 義輝	渡邊 佳織	R7. 12. 10
内外情報調査会	宮田 肇	会計責任者の氏名	宮田 肇	丸木 学	R7. 12. 15
西新井税理士政治連盟	浅香 敏明	会計責任者の氏名	山崎 教由	森 俊夫	R7. 11. 28
日野を1番にする会	佐藤 琢磨	政治団体の名称	日野を1番にする会	都民ファーストの会佐藤たくま後援会	R7. 12. 25
弘田としやす後援会	弘田 敏康	主たる事務所の所在地	世田谷区駒沢2-34-2	新宿区四谷4-23-15	R7. 12. 10
町田を見える化する会	清水 暢子	代表者の氏名	清水 暢子	宇野津 暢子	R7. 12. 17
松尾祐樹後援会	松尾 祐樹	主たる事務所の所在地	目黒区中町1-25-18	目黒区中町1-12-8	R7. 12. 24
吉田まさとし後援会	吉田 政利	主たる事務所の所在地	三鷹市牟礼5-11-1	三鷹市牟礼5-9-25	R7. 12. 21
吉平としたか後援会	吉平 敏孝	主たる事務所の所在地	兵庫県洲本市本町5-2-26	品川区戸越1-19-6	R7. 12. 16
米内さとし後援会	米内 哲史	主たる事務所の所在地	日野市日野本町2-14-9	日野市日野台2-32-18	R7. 12. 23
若いチカラが伸ばす日野の会	坂本 祐人	政治団体の名称	若いチカラが伸ばす日野の会	坂本祐人が市政へ届ける会	R7. 12. 11
		会計責任者の氏名	坂本 祐人	坂本 絵美	R7. 12. 11

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた吉平としたか後援会は兵庫県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同條第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
いっし卓也後援会	一司 卓也	R7. 12. 8
江口ひさみ後援会	江口 寿美	R7. 12. 4
かつしか減税の会	一司 卓也	R7. 12. 8
河添ひろし事務所	河添 寛	R7. 12. 9
清水真由といのちと環境を守る会	清水 真由	R7. 12. 1
都議会民主躍進の会	中村 洋	R7. 12. 17
都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木 邦和	R7. 12. 22
中島よしお後援会	広瀬 淡	R7. 12. 15
21世紀ヒューマンネットワーク研究会	中嶋 義雄	R7. 12. 15
ねりまの明日を拓く区民の会	前川 優子	R7. 12. 20
舟見ゆうき後援会	舟見 裕貴	R7. 12. 10
前川あきお後援会	前川 耀男	R7. 12. 20
町田の福祉向上委員会	南部 渚	R7. 11. 30
山本ひろみ後援会	山本 宏美	R7. 12. 19
優心党	饗庭 真也	R7. 12. 5

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
尾辻 秀久	参議院議員	秀山会	新宿区四谷4-3	H7. 1. 1
舟見 裕貴	市議会議員	舟見ゆうき後援会	町田市鶴間6-37-42	R7. 12. 7
前田 元貴	市議会議員	前田げんき後援会	町田市金森3-21-9	R7. 12. 12
孫田 清香	市議会議員	まごたさやか後援会	日野市東豊田4-3-7	R7. 12. 19
宮崎 大輔	都議会議員	宮崎だいすけ後援会	港区赤坂7-5-27	R7. 3. 28

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
天野 雄太	天野雄太後援会	主たる事務所の所在地	大田区久が原5-8-5	大田区久が原6-12-7	R7. 12. 7
加納 進	かのう進励ます会	主たる事務所の所在地	墨田区向島4-24-23	墨田区本所4-24-5	R7. 12. 20
久保 啓子	久保けいこ励ます会	主たる事務所の所在地	国分寺市高木町3-25-80	国分寺市高木町1-13-20	R7. 11. 1
甲口 信明	こうぐち信明後援会	主たる事務所の所在地	調布市布田4-19-1	調布市布田2-9-6	R7. 12. 15
坂本 祐人	若いチカラが伸ばす日野の会	政治団体の名称	若いチカラが伸ばす日野の会	坂本祐人が市政へ届ける会	R7. 12. 11
鈴木 邦和	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	主たる事務所の所在地	大田区池上7-23-17	武蔵野市吉祥寺本町1-31-4	R7. 12. 1
鵜崎 直行	ときざき直行後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有2-48-6	葛飾区西水元1-18-21	R7. 8. 25
萩原 崇	崇山峻峰会	主たる事務所の所在地	渋谷区代官山町11-1	渋谷区円山町26-7	R7. 12. 1
弘田 敏康	弘田としやす後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区駒沢2-34-2	新宿区四谷4-23-15	R7. 12. 10
松尾 祐樹	松尾祐樹後援会	主たる事務所の所在地	目黒区中町1-25-18	目黒区中町1-12-8	R7. 12. 24
吉平 敏孝	吉平としたか後援会	主たる事務所の所在地	兵庫県洲本市本町5-2-26	品川区戸越1-19-6	R7. 12. 16
米内 哲史	米内さとし後援会	主たる事務所の所在地	日野市日野本町2-14-9	日野市日野台2-32-18	R7. 12. 23

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
江口 寿美	江口ひさみ後援会	R7. 11. 12
河添 寛	河添ひろし事務所	R7. 12. 9
清水 真由	清水真由といのちと環境を守る会	R7. 12. 1
鈴木 邦和	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	R7. 12. 1
中嶋 義雄	21世紀ヒューマンネットワーク研究会	R7. 7. 22
南部 渚	町田の福祉向上委員会	R7. 11. 30
舟見 裕貴	舟見ゆうき後援会	R7. 12. 10
前川 耀男	前川あきお後援会	R7. 12. 20
山本 宏美	山本ひろみ後援会	R7. 11. 12

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年3月25日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第1号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第16の2を次のように改める。

別記様式第16の2（第24条関係）

取消処分者講習受講申請書

東京都公安委員会 殿

私は、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習の受講を申し出ます。

年 月 日

本籍・国籍

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

年 月 日生（ 歳）

講 習 指 定 書

講 習 年 月 日	
講 習 の 区 分	
講 習 の 受 付 時 間	
講 習 場 所	
仮 免 許 証 の 有 無	
仮 運 転 免 許 証 を 発 行 して いる 公 安 委 員 会 名	
仮 運 転 免 許 証 の 番 号	
注 意 事 項	

手 数 料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別表第4場内試験課題設定基準(二)の項中

普通第二種	普通第一種	普通仮
-------	-------	-----

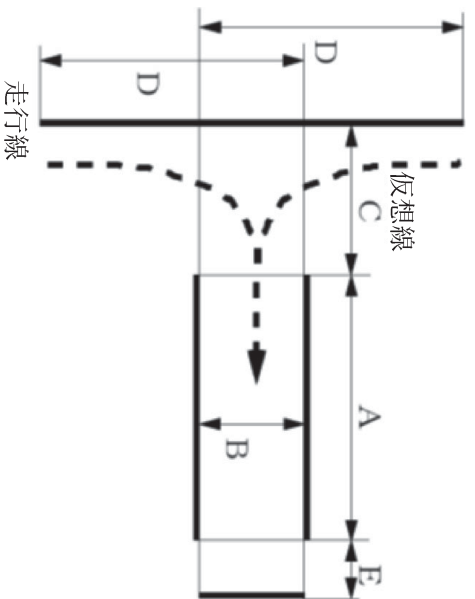
を

中型第二種・普通第二種	中型第一種・準中型第一種・普通第一種	中型仮・準中型仮・普通仮
-------------	--------------------	--------------

に、

「AT車」を「オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車(以下「AT車」という。)」に、「普通二種免許」を「中型自動車二種免許、普通自動車二種免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許」に、「普通仮免許」を「普通自動車仮免許」に、「並びに普通一種免許」を「中型自動車一種免許に係る技能試験、技能検定及び検査並びに準中型自動車一種免許及び普通自動車第一種免許」に改め、同表試験課題履行条件の項1(1)中「隘[あい]路」を「隘路」に改め、同項1(1)ア中「右折又は左折により進入路(幅6メートル)から」を「走行線から車輪を」に改め、「幅3メートル、長さ12メートルに引かれた」及び「(中型自動車は、幅2.7メートル、長さ8メートルのライン)」を削り、同項1(1)ウを次のように改める。

ウ 隘路への進入コースは、次のとおりとする。



試験種別	コースの種類	A	B	C	D	E
大型仮免許試験	大型第一種免許・大型第二種免許に係るコース	12メートル	3メートル	6メートル	12メートル以上	2メートル
中型仮免許試験	中型第一種免許に係るコース	8メートル	2.7メートル	6メートル	8メートル以上	1.5メートル
	中型第二種免許に係るコース	7メートル	2.5メートル	6メートル	7メートル以上	1.3メートル

別表第4試験課題履行条件の項2(1)ア中「大型二種免許」を「大型自動車第二種免許」に、「中型二種免許」を「中型自動車第二種免許」に改め、同項2(4)中「準中型自動車免許試験」を「準中型自動車第一種免許試験」に、「準中型試験」を「準中型一種試験」に、「普通自動車免許試験」を「普通自動車第一種免許試験」に、「普通試験」を「普通一種試験」に、「大型二種試験、中型二種試験、普通二種試験、準中型試験及び普通試験の停車時」を「路端に停車する際に、「オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車(以下「AT車」という。)」を「AT車」に改め、「パーキング」の次に「等の駐車時に入れるべきレンジ」を加え、同項2(4)ア中「車両中央ドア」の次に「の中心」を加え、同項2(4)イ中「は、直前合図」を「は、試験官からの合図(以下「直前合図」という。)」に、「での」を「による」に改め、「左後部ドア」の次に「の中心」を加え、同項2(4)ウ中「準中型試験及び普通試験」を「準中型一種試験及び普通一種試験」に改め、同表採点基準の項11中「第18条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同表合格基準の項1中「、中型自動車第二種免許」を削り、「80点」を「、80点」に改め、同項2中「普通自動車第二種免許」を「中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許」に改め、同項3中「大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許」を「大型自動車第一種免許、大型特殊自動車第一種免許」に、「牽引免許及び準中型自動車仮免許は70点」を「及び牽引^{けんいん}第一種免許は、70点」に改め、同項4中「普通自動車免許」を「中型自動

車第一種免許、準中型自動車第一種免許及び普通自動車第一種免許」に改め、同項5中「及び中型自動車仮免許は60点」を「は、60点」に改め、同項6中「普通自動車仮免許」を「準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許」に改め、同項中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 中型自動車仮免許は、AT車を使用して行う項目及びAT車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて60点以上（AT車限定の中型自動車仮免許は、AT車を使用して行う項目について60点以上）

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第16の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

価

本号
一箇月 六、六〇〇円
九〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

